

- 前項に定める当社の賠償責任の定めは、債務不履行、不法行為その他法律構成の如何を問わず適用される。

第 18 条(契約者による本契約の終了)

契約者は、本契約期間中においても、当社所定の方法に従い、契約者が希望する解約日(以下「解約希望日」という)の1ヶ月前までに当社に対し本契約を終了させる旨の通知を行うことにより、解約希望日をもって本契約を終了させることができる。但し、解約希望日までに当社の解約手続が完了しない場合は、解約手続の完了日をもって本契約は終了する。

第 19 条(当社による本契約の終了)

- 当社は、本契約期間中においても、契約者に対し書面又は電子メールにより通知を行うことにより、本契約を終了させることができる。
- 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、契約者に対する何らの通知及び催告なしに、本契約を直ちに終了させることができるほか、本サービスの提供を停止し、契約者情報を当社のサーバーから削除することができる。この場合、契約者は、当社に対して負担する一切の債務(本契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済する。なお、本条による本契約の終了は、契約者に対する損害賠償の請求を妨げない。
 - 契約者が当社約款に違反した場合
 - 契約者が審査基準を満たしていないことが事後的に判明した場合、又は加盟後審査基準を満たさなくなったと当社が判断した場合
 - 契約者の商品が商品審査基準を満たしていないことが事後的に判明した場合、又は商品審査基準を満たさなくなったと当社が判断した場合
 - 契約者が当社の指定する代金収納会社との契約に違反した場合
 - 契約者が営業の停止又は廃止をした場合
 - 契約者が自己の営業について監督官庁による注意、勧告又は処分を受けた場合
 - 契約者が自己の営業を行うために必要な許認可を有しない場合
 - 契約者が住所変更の届出を怠る等契約者の責に帰すべき事由によって契約者の所在が不明となった場合
 - 契約者が仮差押え、仮処分、差押えもしくは競売の申立てを受け、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始もしくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始もしくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを自らした場合
 - 契約者が支払を停止し、又は手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けた場合
 - 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
 - 前3号のほか、契約者の財産状態又は信用状態が悪化したと当社が判断した場合
 - 契約者が資本減少、合併、全部若しくは重要な一部の事業の譲渡又は解散の決議をした場合
 - 契約者が株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性がなくなったと当社が判断した場合
 - 契約者が第4条又は第5条に定める手続等を行わないことにより、相当期間経過後も当社が本サービスを提供することができない場合
 - 本項各号のいずれかに準ずる事由があると当社が判断した場合
 - その他契約者による本契約の履行が困難であると当社が判断した場合
- 基本約款第 6 条(基本契約の解約等)各項の定めにより基本契約が終了した場合は、本契約も自動的に終了するものとします。

第 20 条(本契約終了後の取扱い)

終了事由の如何を問わず、本契約が終了した場合であっても、当該終了時に当社約款に基づく未履行の債務があるときは、当該債務については、そのすべての履行が終了するまでは、当社約款が適用される。

制定日 2016 年 12 月 12 日

改定日 2023 年 5 月 1 日